松廼落葉

貳

寄5
401
3

1 5

宮城県図書館

松乃落葉二ノ巻

神の人よりくだされし事

眞須鏡新嶋守ノ巻ヨ夜もすがら御社すぐく
しろしめしかもとりかるほふをそれなりふしうりるう
ふるさとに帰びえひがしく院の御前よりたぐまのくまもを
かりまたくせんしゝうとゝいふ後鳥羽院の御時みく院乃
日吉社社ゝはうでゐまひりる夜ノ事なり玉をかりへで
ひがしたる世みかぐらびいのとも神乃人よりくいとも
へかるふるとはあるべぶるれども天れふりうおんやうしもん
るびらゝはゝうりふ事ゝ世ゝ志ぎれるぞいかゝ

高尚考るゆゑ〳〵ふ神の人よかるをもとゝし〳〵ふ崇神天皇の
御代ゝゝふ小児(ワラコ)は神のかゝりて出雲人鏡と玉とを祭りてすつまき
としつゝ心を詞よりはやるをもてその人なりを仲哀天皇の御代ゝゝ
皇后は神のゝりつきたまふ國ゝゝを顯宗
天皇の御代ゝゝ日神月神人みかゝりくみわけ高皇産靈(タカミムスビノ)
神はかんなゝ田地こひ事まつりてゝゝ天武天皇の御代ゝは高
市縣主許梅といふ人みをのゝ口とゞをえゝみつゝ三日と
いふは高市社神牟狭社神かゝりて此神ゝちみゝちをゝゝ
たまふゝゝはゝゝて大君のゝゝゝゝゝたまふゝゝ
いひをゝゝゝゝゝゝ同じ時は村屋神も祝(ハフリ)かゝりていゝゝ人どもに

こゝろをわが社の中道をふゝげとゝいたゝゝこれ日本書
紀ゝ見えゝゝゝゝゝゝゝゝ神ゝかゝりをもひゝゝ
ゝゝ神ゝみれもゝゝといゝもゝしたゝゝゝん地ゝゝ
かんなゝゝゝゝ神ゝゝゝたまゝゝて人ゝゝゝゝ事
しいゝをかゝゝゝ事にみゝゝゝゝゝゝゝゝゝ皇極天
皇紀ゝ大生部多勸祭(ヒ)虫於村里之人曰此者常世神也
祭此神者致富與壽巫覡(カムナギドモ)等遂詐託於神語曰祭常世神
者貧人致富老人還少云云於是葛野秦造河勝惡民所
惑打大生部多巫覡等恐休其勸祭(スメマツルヲ)とゝゝゝれゝゝ
代ゝをかんなゝゝゝゝゝゝゝ神語(カミコト)にゝゝゝゝゝゝゝ

まれゐをひろめるなり日本後紀弘仁三年九月ここにみ大政官
府應檢察神託宣事云云勅怪異之事聖人不語妖言之
罪法制非輕云云自今以後若有百姓輒稱託宣者不論
男女隨事科決但有神宣灼然其驗尤著者國司檢察定
實言上と見えそれより大同弘仁ふ大同弘仁禁斷兩京
巫覡事云云勅巫覡之徒好託禍福庶民之愚仰信妖言
淫祀斯繁厭呪且多積習成俗と同紀にありしをひるせれ
ばへば大同弘仁のころは世の人弘心やうしふもうちうく
ろくもうかんるどもれいつもはるりれるくしはる
うにはるるおれせごとはありつるれる一條院の御時よりう

てふ神のけを人みうやうつしたれたりのさまをきくことはう
榮花物語玉の村菊の巻まかりてうしはるるうくく
ひろいつるしとおぼえにてうぐれあるうるるなるあるし
いつるたどんもうてふ世んやうしかんなぐうるたにこのを
ちやうこうせてそれが神の御名ぞうていひしこうぞれ
ろ大鏡五の巻ろ世のこうちれかんぞぶ侍ることかをみわ宮の
はるせたまふしてはてけこうの祢申ちうびうちうしみみこそ
世ん人はうて侍ることはは神のつるよりるくくまるるうに
いるるふうろうろうろうしはうにるるるさまなる今の世みを
いうれいつせたるうる人なるれどいひる人なやうひ祢ぐなひれど

とりかくにはやしれ事どもをあつめもし神のかくをきもて人をいさ
ざうあるこゝろふる神代よりたいめいすることをいとしまれまて
人ゐかくをあんふ見えゝく神のいひとゝくなまつそうれ神のみう
ちの事あらハこゝろどれ事はるをて天の下れ人ちうゝみもかまるやれ
かうこうゝゐ事にこゝをはりれやしれ民れこゝびゝれいてゝるれる事
どもはゝゝれ申はゝゝびゝれ神のいひとゝくあまつ人なるゝかんうゝだ
どもれいろうゝおゝ人ゝゝていこゝをゝゝうゝなん

神主

かん主といつて神をまつるゝくれあるゝが中ゐ主あるゝをいひていつて
わるゝふ職ゝうゝれゐ忠日本書紀仲哀天皇れ巻ゝ皇后
選吉日入齋宮親爲神主と云々見てもゝゝゝし又日本
後紀延暦十七年れゝゝゝ大政官府應任諸國神宮司
神主事云云自今以後簡擇彼氏之中潔清廉貞堪神主
者補任限以六年相替とゐまゝバ神主も國司と同じやうに
ゝれ人をえゝびおゝいゝゝれと年をかぎりてかゝゝめれゝ
事ゐゝゝゝゐれ神ゝざゝも朝廷ゝれゝゝくゝなまれゝほと
ゝれ出ゝりみゝゐハいゝし國ゝゝゐゝゝゝ神事れゝゝゝゐゝと
かゝれんあゝゝれさゝつゝでゝいゝん神主をかゝゐゐみいゝゝも
いり荒木田神主某といつるゝれなり

神社ゐゝくハゝれとおゝれまゝゐ事

神乃社ハ行幸ありしをおもはせたまふべしハ
やんごとなきことなりもしそれを社頭に事なきはいかに
行幸の御父ありかは帝乃わたらせたまふところ悪あるらん形り
ハ警蹕ハ同じ心なるべ神をたつみるひの
事なり北山抄ハ巻大嘗會御禊ハ社行幸可
准大嘗會御禊但至于社頭不警蹕猶可有憚也とあるが
おもはしいはるとつまで草ハ久我内大臣通基公ハ
なるる事ハ
妙ハやんごとなきよりとそいはるる東大寺の神輿
東寺ハ宮より歸座のハ源氏の公卿ハかれりるに此殿

大將ハ
いで侍ふ
家乃ある事
後ハ仰られハ此相國北山抄ハ見て西宮の説とを
ふるもハ眷屬ハ惡鬼惡神を
とあり此大將殿ハ説ハ
うべるハ
ありもハ西宮記ハ
巻ハ神事時供奉人不著靴不稱警蹕又十五ハ巻ハ不

神事稱警蹕とこそ見えたれ社頭あくまきれを地ゝ震ゝ
やうにてとはさらにみえるまゝ和ゝ和ゝ和ゝ
まやけうくんうゝハ西宮記あるけうぐで西宮左大臣殿乃神
泉苑ふゝ多變化ゆゝのにあいたるにさふの聲きゝ時ハ
ゆゝさいりゝ徒こゝれけうつゝ我れひゝのゝまるゝやけう
んとおりゝどうきみゝもゝるほうゝぐゝ眷屬の惡鬼惡神を
わゝうゝとなゝばいよし其めゝ乃神城うやまひゝびゝづめて
ゝゝゝゝれゝゝせぐはゝまゝぐゝる我よかゝれなひゝうぐを
ゝれをバ物のべゝうゝのゝぐゝを事ゝゝゝし

神を一前二前と申ゝ事

續日本後紀五ゆ卷ゝ奉授无位酒解神從五位上无位
若子神小若子神竝從五位下此三前坐山城國葛野郡
梅宮社とみえ同紀ゝ何ゞれ神一前といゝ事ゝ見えゝゝ又
延喜式五の卷二月祈年祭ゆゝゝゝハ大宮賣神四前御門
神八前忌火神一前庭火神一前竈神二前御井神二前
地主神一前とゆゝ今の世ふちひゝれ神ゆゝゝゝの名ゝおゝ
ごぜんゝゝきれおんゝれとゝゝゝれ御前れゝゝゝふゝゝばゝハ何ゝ
みまゝとゝゝゝゝゝゝゝれけうゝゝん

神乃御使

今れ世に鹿ハ春日神乃御ゝゝゝゝ鳩ハ八幡神の御ゝゝゝゝゝゝと

いつくびれたるとうかしこれやしろぬけうく鳥獣のたぐひあまく人生
るれこのれそきぬも神の御つかひしめといひく物ひごよせぐるゆゑ
なりはくそしをハ使といふ詞ゑとおまりたるふぐあるんまくのれ
くハ日本書紀景行天皇の巻に是大蛇必荒神之使也
同紀皇極天皇巻ゑ遙見有物而聽猴吟云云時人曰此
是伊勢大神之使也とみえくたりちふの神ゑ御使とハ
くれ神ゑおもぐ城くひりたをを来くことれをかつとつる
事ゑふゑ鹿鳩ちぐはくやうれたりもり紀ぐ御使とハいひぐれ
くれるんぐもゑきをけぐめくれるる神ゑぐゑれあくゑ見え
つくを神の御使なくんといひく人のゑくれてゆひぐれぐりくを

くれ事くくをくれくをぐくれあのりくてゆくくゑハなよれくるる
ぐしくくのくもいひくれくふまきにくりくひくを御ゆくしめと
いひゆくれくを

散米

今ゑ世の人神の社ゑまりくをゆくちまれちくしてなをまくる
いのしなくふくるゑみぐゆくるれくハむしおんやくくのせしわぐれ
くくくゑくくなぐひくふまを昔のハ神ゑなをまくくしゑハゆくぐ
宇津保物語にくくくもくれふくゑいぐしくくふを
ゑんやくくゑみせくゑるけくくゑれくくハゆくゑものぐも
くれくくゑくくゑゆくくゆくくゆくく

中むかしの書ふみなどに見え今昔物語などにもあまたこの日蔵さま
しを見て乳をうるおすにはかりて五寸ばかりなる五位どもの
ぬるが此のみとばりをかしとおりひろげうちまきれて米を打ほ
ふかせはてうちるぎうりなどにて此さまなどもちうるさ
ものなれうちまきて米ばかりみ血なんけをまり
けるといふるあとひろうれば見てもうちまきの米ふいひ
さきをのぶるをぶゆゑあるうをもぶ〜いとけなく
子どもなどはうりいうちまきれもあんやう〜ぶ
をうしもうるぎひろんむ〜らをを神よりてうつ
しい加之與禰久万之禰さどいんあひもし志ぶ

もしてをなてをうはをうちまれちうをしうわうを
なうりさ

拜

拜はいみ詞なてはぬ〜ふをろがむといひなる日本書紀推
古天皇の巻に哥に烏呂餓彌豆兎伽陪摩都羅武とはるを
見てをうぶしさてのちはろをうぶれてをがむといふ神祇
をがむをいはいくをまげ口手をあらはすぐ事なを
同紀欽明天皇の巻に下馬洗漱口手祈請曰とはる西宮
記八の巻荷前班幣のとき供御手水天皇御拜と
いひ宇津保物語俊蔭の巻にもかぶ御手洗ひをもて神

[illegible]に身こゝ[illegible]と申[illegible]
[illegible]ぞその證[illegible]今の世[illegible]手を[illegible]と
[illegible]も[illegible]と[illegible]榮花物語[illegible]鶴林の卷に[illegible]
[illegible]に手を[illegible]奉[illegible]とあれ[illegible]も昔
[illegible]あれ[illegible]人をんなわ[illegible]
なごの神[illegible]を[illegible]んで[illegible]事[illegible]
[illegible]見え[illegible]
稽首跪拜[illegible]手[illegible]
[illegible]延喜式
四[illegible]卷伊勢太神宮四月九月神衣祭[illegible]に大神宮

司宣祝詞畢再拜兩段短拍手兩段膝退再拜兩段短拍手兩段一拜訖退出とみえる膝退といふ[illegible]
らも又江家次第[illegible]九條殿記云凡拜時先突左膝是
爲令懷中扇墨紙不落也とあるよりしたがひ[illegible]
[illegible]手に[illegible]は延喜式八の卷[illegible]祝
詞[illegible]字事物頭根衝拔氏とある殘證[illegible]水に[illegible]
鵜の[illegible]
卷中務省[illegible]女官降座再拜用扱地拜謂著兩手於地首不至乎地他皆放之
といふは女官中忌なり首不至乎地とあるは[illegible]
首[illegible]地[illegible]

西宮記一の巻には小拜立再拜とあり北山抄一の巻をも小拜
起而相共再拜といへりさて拜の中に小拜とぞ云へる一
拜にて二度なり再拜といふは二度なり
いと妙なる拜なりとやいはんに兩段再拜又八度拜などなしあり
神祇をがむ事はいとしるしと兩段再拜をせしとあり江家
次第に本朝之風四度拜神謂之兩段再拜本是再拜也
拜四度故稱兩段とあり北山抄にも同じやうにいへり今
神の宮人は廣前にてをがむなどいふにてをしなべて
うし此四度拜古事記の安康天皇の巻にみえたるいとこ
いらつめにさしうり八度拜もふるくは同記の同巻にいとこ神祇をがむに

さるせ〻事は大神宮儀式帳に見えたり此八度拜を拜なれ
ばさるなり又三拜とあるは兩段再拜なりすべし
かるに拜あて西宮記にて十二の巻に仁和寺にて三拜れたと
みえ北山抄には一の巻御齋會にぶつふ公卿以下置笏三
拜といふ事みえたれば此拜は佛祇をがむなり
せ〻ぶりさるはみたれ神なりはぶし國の神をがうやまひを
ものときぶみかるくもをがまるにたりをもぶしぶし兩段
再拜も三拜を神にもけ祇をがむにをがるをもぶ
はんでよりをがえおがむにて祇いにてん劔をゆびをんみを神を
をがむはらぶをとなりさるは西宮記十二の巻に諸社

使帶劔人不解劔詣賀茂御社者可解故云云山陵使向
陵拜禮同解之とはいへども帝の御使なれば人ごとに社あるべし
はべらん劔をとるべしといへるは人ごとにぐらぐらもてなす又氏
神の神事にもてなすものなれば劔はべらん事北山抄に見えた
るを世人ぐうやまひ神のおもへるものなれども
もぐるはをむまれることなるべし

拍手

かみは宮人の神まつる時はもとゐ前あるをむまれた手を
うちはひまうしまうせ事なる大神宮は儀式帳ふもみえた
るは拍ゆゑとはいへども考ひらかふべし日本後

紀に延暦十八歳春正月丙午朔　皇帝御大極殿受朝
賀文武九品以上蕃客等各陪位減四拜爲再拜不拍手
以有渤海國使也とはいへども拍手の使をとるべきを
申に手うちはいへるは礼儀なるゆゑにぐうとも
きこえ又延喜式五巻に凡齋内親王在京潔齋三年即毎
朔日著木綿鬘參入齋殿遥拜大神云云別當大夫已下
ト食者共再拜兩段云云再拜兩段長拍手齋王不拍手
と見えたれどもいまだ礼儀とはいへども手うちと周禮とは
かくこそ見えたれ九拜はうちのもとゆ振動とはいへ注に戰栗
變動之拜一云兩手相擊也とはいへども手うちとはいへ

[illegible]見えて[illegible]すると[illegible]あてに手をうつことはまつろこれ
てそれこそ[illegible]るこ[illegible]ハのちふいてふをゆらそまつぶしことうかゝ
のをまねびこゝふをゆく後古事記下巻雄畧天皇巻御代乃
こゝ後ゝ天皇社をのさげるゝ[illegible]を葛城之一言主大神手
うちてゝけるゝ事ゆゑれを手うつこゝいまゝ[illegible]
こゝうのつるゞかをゝり日本書紀には持統天皇巻に公
卿百寮羅列匝拜而拍手とゝゆゝ手とゝゆゝ短拍手と長拍
手とのゆゝあゝく古書に見えうゝゞハ延喜式七巻踐
祚大嘗祭ゝゝ後ゝ五位以上共起就中庭版位跪拍手
四度度別八遍神語所謂八開手是也[illegible]ゝゆるゝん三十二ゝゝまゞおゝゝ

かゞゝをゆゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ開手とゝゆゝをゝゝ大神宮儀式帳ゝみえて
手ハゝゝゝゝゝゝゝゝ又同儀式帳に手四段拍とゝゝゝゝゝゝれを
四ゝを一段ゝゝを十六ゝゝとゝゝゝ江家次第六巻ゝゝを手ゝゝ
ゝと四段ゝも三段ゝを一段ゝもいひ延喜式四巻ゝハ短拍手
兩段又長拍手兩段といひ北山抄一巻春日祭社ゝゝ後ゝハ上
卿以下拍手三度とゝゝゝゝゝゝゝゝ

下各一度稱名給之拍手飲之　ともいひ延喜式二巻にハ喚宮内省令賜
酒食行酒三杯以後拍後手退出といふるもぐ紙見えもも
なし又えもうるにも手うけとりて延喜式二巻賜出
雲國造負幸物ものふ神部取太刀授之拍手賜之と
みえ西宮記六巻例幣ものにハ先召忌部參上自南
階拍手取幣下と見えうちを又礼儀にハあらぐ物ど
ろまらぬこびて手うけとりて源氏物語玉つゝれ巻
をれをば見ものやうにて顔ばさいでうり此女手を
うちてあぐれをとにをおくゝ神ものるうれしうう
きてしといひ水鏡下巻ホ庭みはりて手ばうちうろぶ

物ものくしくたくしてといふるなどあるかれもぐうに
いつるれん心ものくうり中ぐろまでに手うちはをれ物も
むぶなをる此ものに人のまぐうみをうるびあを
あるをうにのくまうするるひとなれういふ（うり中ろ
はぐに手うちつるやう物今ものに世のるひみか事を思ひ
うるて高尚つし考ふ此手うけふおどろまらぬ
ぐをうにうつ我をれものるなうりは今ものに世みちる
ををホれをうびも手うけ事のうるはおのびうる事
ものうれういつる一言主大神ものに手うちたるひしもさ
やうみで物をうくゝおのづうるうハ人みむいて物ど

ろさとなるこゝろをもて事なりしかまつるハ人をぬうく
えで思ふまゝのゆゝしき形ゆゑ世人もまゝ
こゝろ人のまゝにまつるとも礼儀をこゝろをかりつゝ
はゝうかゞふを末の事あるまゝにかゝるゆゑ
ゝ之の人のゝゝなるこゝろにとるゝゝ本社事ハ
かゝるをば此手うつこゝと拜むまゝにこゝゝゝを礼儀の事
ゝてゝとゝにうの事ゝハなれるまゝかゝふゝ禮之
用和爲貴とゝるゝも思ひあゝゝだし拜むハかしこまりる
ちまゝかりうゝこゝまゝたるゝはゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ手うつハゝゝゝゝる礼儀あるをバおりゝゝゝハなし

もゝゝかり周礼の振動ゝふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ古
書にゝゝゝゝと事ゝゝゝゝて見ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
此考ゝゝゝハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ出ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ高尚ハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ朝ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
見ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
次第ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

長短ハ知り給ふ事なれども其すゑ〻やはり
さて此拍手にて礼する拜をあゝせるゆゑ〻をしいづる事
なり此ふるひを禮儀ゆゑ〻ふぞ知られさいづをあらしく
さこゆゑどれのづゝなれゝ〻ゆゑ〻せゝとをゝ〻うゑ物をと
禮儀ゆゑ〻しゝ〻ありたゝれ人のみまゝ〻ゆゑ〻しらの半〻ハ
ゆゑ〻ずゝ乃ゝ〻れ〻ゆゑ〻ゆゑ〻しきゝてたゝみよりるやうにと
をゝ〻人ゑあひてゝ〻ゆゑ〻ずゝ手をゝ〻ゆゑ〻ハ物のづゝ〻ゆゑ〻
ゆゑとゝずしゝてとをゝ〻此ふゝを禮儀ゆゑ〻せゝおの
ずゝ〻ゆゑ〻ゆゑ〻をゝ〻しをゝ〻れをゝ〻ハ〻ゆゑ〻ゆゑ〻
ゆゑ〻ゆゑ〻しゆゑ〻ずゝ〻ゆゑ〻禮儀ハ〻ずゝ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻

ずゝ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻

氏神氏子

うぢ神とハおのゞ遠川祖神をいゝ伊勢物語ゝ二條
后ハ氏神にまゝでたゝふ事見えゝゝ此后藤原氏ふゝく
遠川ハや神の天児屋命ゆゑまゝる大原野社ゝまゝぐ
たゝしゝるをいゝたゝるゝまゝぐし續日本後紀六ゆ巻ゆ勅聽
大春日布瑠栗田三氏五位已上准小野氏春秋二祠時
不待官符向在近江國滋賀郡氏神社ゝゝゝハ祖神ゆま
ゝのいゝしゝをゝれゝゝゝ氏子ゝ氏乃祖神ゆ子孫
といゝゝゝゝたゝ日本後紀ゆ大神宮にみゝぐゝ奉ゑ

きこゆる詞ゝ五十鈴乃河上ニ稱辭定奉大神乃大前ニ
申給ゝ氏子親王乎大神御杖代止言ヒテとあるを天子ゝ
氏ハもろゝ天照大御神の御子孫ゝ[illegible]
氏子とアとせバ氏のもとぐる人ゝもろゝ家の遠つ祖神をぐ
氏神といつゝ其人をバ氏子といつゝ[illegible]ゝ高尚つ
けゝ考ふ今の世ゝ[illegible]ゝ地主の神と氏神とゝ初ハ
そゝ社家ゝのおや神をゝつゝ[illegible]て社をたてゝ春秋のまつり
もいとあつせてもしひゝ里ゝ氏神ゝをゝやゝて地主乃神ゝを
いゝ[illegible]て又りゝ[illegible]る地主の神ゝ社ゝ里の家ゝ[illegible]
祖神をいゝ[illegible]て其神の社ゝ氏子ゝいゝもいとゝしかく

いとゝもゝひて後ゝハ地主ゝ神ゝ[illegible]ゝ氏神
ゝいゝハ地主の神ゝ[illegible]ゝ里人ゝ[illegible]
つゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝハおのゝ家乃おや
神と地主の神ゝハもゝ[illegible]ゝ[illegible]
つゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
かゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ伊勢ゝ加茂ゝ[illegible]齋宮齋院ゝ同じやうに内
親王を御杖代ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
加茂ハ大宮ゝ地主の神なゝ[illegible]ゝ今ハ氏神社といゝを名
のみ[illegible]ゝ地主の神ゝ[illegible]ゝ佛ゝ[illegible]ゝ世ゝ[illegible]

ごりて祖神をバ佛とつくりなして家のうちよ佛檀をかく
いとをろがみやうがるものしつくひをあてやつるなれば
つまて里は社にてはこれ氏神とつる事ハなかるべきも
でしもしのさるふがさかりおかなん

雞犬ハ人まだれ事をぞれざるも

今の世の人雞をかつことはなにて何もわるいことぬしなる
けだものしくいみれあやまりなりつみくばるものをなぐく
ちひあつる世みくも雞犬ハ事やいまいまえられ
事ぞ日本書紀天武天皇の巻ハ莫食牛馬犬猿雞之完
以外不在禁例若有犯者罪之とのれ見えたり五

畜のうちの雞ハ鳥なるゆあるむすしきり死あるる
處のなぐれハもうれ延喜式三の巻に凡觸穢惡事者人死
限卅日自葬日始計 產七日六畜死五日產三日雞非忌限とみえ北山
抄四の巻雜穢のくぶりに六畜死忌五日雞非忌限と見えり
ちるうにれ人かくさかるえく雞犬ちがくびえこは
なまるのるべ牛馬ハさうなり犬雞ものも家のかれく門を
はりり時をまうちるどもしあいさをけるものの犬殺して
くうていもし心ちれるぶになんけをまるいあいくおいるあるぶ
られしいかうるうなるけり六畜ハかうふて馬牛羊豕
犬雞をいつる犬羊豕ハうにあるよくぶをれちれむけぶまる

猿を以まら紙ハ人ト似る由なれぞ五
畜なれども人ちら物えやを紀やうれとてかゝふをまて見るれる
名目とうゝ延喜式北山抄ほどまて六畜とかれ出れある
ゆしはんでまいゝん古語拾遺り昔在神代大地主神營田
之日以牛完食田人于時御歳神之子至於其田唾(ハキテアヤ)饗而
還以狀告父御歳神發怒以蝗(イナゴ)放其田苗葉忽枯損似篠
竹之狀見者御國多ハ神代ちり牛馬ゆをゝ
ゝ紙をのゝぬゝとまゝゝをとゝべのまとかれちのうま
る世ゝ物ハゝ物をゝゝくゝれ人ちゝひあるゆ忌ホ天武天
皇の御代ゝるゝひをとゝゝあおゆをゝれゝゝり神武天皇紀ホ

第猟大設牛酒以勞饗皇師焉ゝる牛酒ハ漢文のかゝり
ふゝはゝゝみハゝゝゝじ御歳神ゝ子ゝつゝゝをふゝしゝばゝりの
ゝゝゝゝゝゝのゝゝをゝいゝゝゝゝまゝゝゝゝゝ第猟ゝみいゝをゝゝる
ゝゝゝゝまゝゝゝゝゝゝのゝゝ孝謙天皇の御代ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝハ五畜ハゝゝゝゝゝゝゝ

こうそあまいてどうたいしうすぐやごりよハ大みしく死とうれ
しむこうろ野べげるる紙こうろにてとしまろ〳〵こひのよこうじ
てこきこうれしけるこうにうれこをう

人はこじよ昔ハ何がしあそこいひ〳〵事

今乃世こは人をこぶふこうがしけこ何が〳〵殿といこをむ〳〵ハ何
ぐ〳〵こをこいひ〳〵野りこれ例ハ源氏物語夕顔ゆ巻こ丁北殿
こ丁ここなこしやもどいひこ次も聞ゆ榮花物語けもし巻
こ後こび社巻こハみこれこをぐこうけし出こ殺ひこてや
わこぐこそと申こせあまこで宇治拾遺五ゆ巻こハ地藏こそ
とけこく此家乃前こそいこれぐおこけここう何事ぐこいこ〳〵ハ

る聲こを彩り今昔物語廿四の巻こハ父こをとこぐハ忠行何ぐ
といこぐ見のいこ〳〵云云

こをう　こをこ

ぞこ〳〵社文ふこをうこいこハれどこれあやしむけこうこはけこひのハこ
いこも野ぐこ〳〵心けここ後ふつひこう榮花物語月の宴巻ハ
あや〳〵御こやこれこしけこけこうこをんまこうはる事こ申こ
まここをう同物語花山巻中納言や惟成の辯こど花山こたづ
やこうけこうこをふもつぐこうなこぐこう〳〵けこくはいかこせこ
つここをうあれこう〳〵やこここたこう〳〵まこびて同物語
五の村菊巻十月二日ぐこ殿やこうこをけこうはしくいみ〳〵こを

わらはの源氏物語明石巻月夜に行道をれをのハやり水よ
りなつまいりにの榮花物語見そめ夢たけ巻はるばる二三人ぐした
まひて此方ん御まうと殿をの月ゆとりれ御馬をてく
らせたるひりをを出ぐ聞えんとおぼしわかまりのハ弓
矢といふものをとくしくをひれで御その袖をの矢をを
アにまうをれるの例城見ゆ〜ておのが考みごとくなる城
まるぐし

まぐれ　つひぢ

はぐさハ和名抄ヨ籬和名末加岐一云末世以柴作之とあり水鏡一ハ巻ホ
此ゑの女はぐるれおそれくえをつぶしを野干いまをてはぐれの
うくすのぐりをまりといふまバむしのハ今乃柴垣をとハうくゑを
うをおるくはくをまをれホぐはるる　つひぢハ泥ハ今の
土手とよるのやれ土をはよあげるあんをぞわりをを
この頃乃まをよめりたををいくはるれ和泉式部物語ヨ
う月十日ひまをうふをなりめをバ木みまををかりをいく
はるるゑ城まるぐむをバつひぢみうくゑ草青やもるも云云と
いひ大鏡五ヨ巻をハまるぐ〜とれををつひぢみうくふをりせる
まをりまれを思ひをひをを四方ゑいるにかをふをを初をうけ
をるやうにまれたるしまるどをといるゑ城見をまをぐ〜

雨りよ　雪をを

古歌ニ雨ニモ雪ニモトイフハモハヤトヨ詞ニハ夜ナリ雨ノ
夜雪ニモ夜トイフベキ歟ものやとゝ詞ヨクヨルハタヽクヲ月ニ
ヒカレアラレヌトイフベキ歟月カヽリシ時ヨ紙バトシテノ
やとゝ詞ニヨクヨルトヨ同ジカヽリヨ詞ヲヨミテイフヲモ
ヨクヨミ出ツルナリ後撰集十四の巻ニ雨ニ雪ニマヨヒテヤ
ヨクヨルノ雨ニフル夜ハヨガヨ歟ヨクヨルヨツヨリナリ紙バニモ
ヨクヨルノ朝臣ニ女ヨリ

月ヨガレマツカヨハヨクヨルヨメヨバ雨モヨクヨルヨトヨヨミヨレ

源氏物語朝ガホニ巻ニ

ヨクヨルヨク昔ヨリヨ雪ヨヨクヨルヨ歟ヨクヨルヨ

いつかるひてもこゝの御事をおもひつゝわかゝるゝとゆる
なゝ歟見ゝ雨の夜雪の夜なる事を思ひ出ぬべしこれ夜の
哥ありさまをとゝのへふるとゝ詞といひあるハ雪雨を
ともかゝれたるなりといふる說ゝもいろ〳〵みるべゝ歟朝貞の
卷ニハ雪ヨ紙ヨ月ヨ紙ヨ夜の哥ヨ有ルヲヤ

あをゝば

ひをゝ〳〵ハひをゝ〳〵ハさゝうか花歟ちゝていつるあゝ紙ヨ
草ニ名ヨあるヨあるべゝヨ紙ヨしけぬしれヨ紙ヨすべゝヨ紙ヨ新
撰字鏡ニ桔梗加良久波又云阿佐加保とゆるもその證なりかゝ
ゝもといふべ正しゝと名ヨあゝたゝくゝあゝたゝくゝ紙花ヨ紙花ヨ紙を

あさがほともいふべきなり今の人牽牛子をあさがほと名をつけたるハ萬葉集十の卷に哥に

あさがほハ朝露おびてさきいでゝゆうべにはしぼむものなれ

といへるも桔梗なり牽牛子ハゆうげ花のひらくるなり〻桔梗の

ゝるハひるさきて夕べ又しぼむなり源氏物語にも

なれど夕がほにたとへたるやうにはいとなり源氏物語にも

がほに巻てゝ入れる花どりの中に朝がほにとりまぜたる

ゝをてあるなりとかゝ咲てとあるハ牽牛子なり此草ハ野山に

おのづから生るものなれハかゝ國もとなるものなり來て植るで

きるものゝなれ其ゆゑ來つるハ今ハ京にもてはやされるもの

しきく朝がほといふこゝろ詠ぶるいとんとゝいふなり花

といひしをかに此草ぞまことゝ思ふ人ハ今ハ世にあるほかにもといふ意なりかゝとと

ゝる人を中ごろまでハかゝる人といひまぎれと同じこゝろなり

されど何ぞまことに朝さきてゝゆうべにしぼむものなるを花をめでゝ

がほといへるもしかるゆゑ花の名ゆゑにて桔梗もそれゝ

いうたるゝゝゝ

がくとていふる所の新撰字鏡ニ木槿似李花朝生夕殞可
食者也保己又保己乃加良又祢夫利とかいてあさがほと
いふなれども和漢朗詠集ニ槿と題してけさがほ哥をいだ
せるバ古今ひしゝ古ゝ舞も和名抄ニ和名木波知須
朝生夕落也といふる毛詩ニくハぬるくとうあさがほと
ゝえうこれをも思ひよそへてけさがほとハあさけく花ニ
ぬるをいふるなるべしかの草ニ名ハいふべき事をいまし
わるもひちぶるもべゝ拾遺集の物ニ名ニも桔梗朝顔牽牛子
とゝ出せるハけさがほハ桔梗ニあて牽牛子ニもかぎりがれば
ゝたゝゝこれをかくにちがふ事なるべ牽牛子ハ

中ごろよりもこの國ゝわたり來ることのゆゑなり和名ニ
きバあさがほとよゝ世ゝ人ひあるきバ源順朝臣も此草の名
ありとのゝ心えいやゆゑなる和名抄ニ牽牛子和名阿佐加保と
ゝ
いふゝん

鬼

鬼ハ和名抄ニ於爾とよひ中昔のかな文ニ書ども所をしゝ
いふ神代紀ニハ鬼とかいふるなれ中ごろ以ゝ中ごろ以書ハ
ゝのけとよひゝゝ見え今ニ世ニもぞけをらとゝふハ術なる
鬼ゝいふことゝ

此ゝの和名抄ゐ人死魂神なりといふハかゝるにしられる
ごとくにてふゐあゐといふりのハさゝやうまゝ紛ハうけがゝし日本
書紀神代ゑ巻ゑハ吾欲令撥平葦原中國之邪鬼と見え
同紀景行天皇ゑん巻ゑは山有邪神郊有姦鬼と見えゝる
ちぐをあゝゝゑ鬼といハあゝぐる神乃たゞひゝてまゝるゝぐまる
ゝるゐゝり古事記中巻ゑ熊野山ゐあゝぐる神ハ大熊にゝりゝ
ゝと見ゝ建御雷神乃天ゝり降りたゝる横刀にゝりたゝ
されゝる事ゝもゝり景行天皇紀ゑハ阿蘇都彦阿蘇都媛
ゐゝ二神人ゑ化ゝといひ吉備完濟惡神難波柏濟惡神など
あゝれいゝふゝゝ道ゐ紀人をゝゝゝ紀日本武尊ゝゝ

ゝたゝる事ゝゝり鬼もゝゝゝゝゝ人ゐゝりゝゝゝゐゐも變化
ゝゝみちゐゝ人ゐゝゝゝゝゝたゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ高尚
ゝゝゝゝゐゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

神といひしふもいろぐし同紀み巧言調暴神振武以攘姦
鬼といふふもあらぶる神と鬼とをはらひ給ふ品ハ
ふれこいろいあくハ天ゐ下み人をまうあくばかるものも
とうえんかうちをいうこれはうあくなり源氏物
語手習巻ゑ鬼ゐ神ゐをいひあれをぐるまとハ
こはゐはるやもいつまバ中ゐ氏人もをてをあまぬるものと
おをひまを同巻ゑ鬼ゐをりんかハりゐおうんざを
ゐれぐあるしゐ物やをいとハいかををげゐる男ゐちう
をいぐゐるくおのぐをゐ宮と
こゐえ人ゐ去ゐまゐほをゐまゐほぐひにゐる

おゐゐまぬとゐゐにをゐおぐて此男ハをえうせぬと見し
をいゐをゐ事ゐく浮舟君ゐをれよとれしゐゐふゐ
ゐゐ男ゐる男と見えくゐうをおくゐをせざれどを
ゐみといくゐくゐくぐしてんぐゐるゐと同じををゐ
てんぐゐ龍城ゐゐ事ゐゐ一の巻ゐいゐ今ゐ世ゐも天
狗の人をゐをこをゐをしゐゐおゐの人をゐくゐみいゐを
ゐいせの物語に鬼ゐとロゐくひてゐゐといひ宇津保物語
藏開巻ゐ行ゐよゐぐをゐ山ゐまぐゐゐゐまゐしてと
いひ三代實錄五十九巻ゑ仁和三年八月十七日夜亥時
或人告行人云武德殿東縁松原西有美婦人三人向東

歩行有男在松樹下容色端麗出來與一婦人攜手相語
婦人情感共依樹下數尅之間音語不聞驚怪見之其婦
人手足折落在地无其身首右兵衛右衛門陣宿侍者聞
此語往見无有其屍云云時人以爲鬼物變形行此屠殺
[illegible]
大鏡三に巻ゝ忠平の大政大臣貞信公の御事をいくたび
[illegible]殿[illegible]の御時[illegible]侍らで[illegible]延喜朱雀
院乃御[illegible]ハ侍り[illegible]宣旨[illegible]
[illegible]
御帳[illegible]

して御[illegible]
[illegible]
[illegible]

やがて見えなくなりぬ松より女にあらずして物すさまじ
かりしかをかりそめやうに面は朱のごとくして圓座なる
ごとくにして目はあるかけは九尺ばかりにて手は
松ちりのごとくにして爪は五寸ばかりにて刀のやうなるものを
ふりかざしたり青き色にて目はちくれやうなり頭の髪は蓬のご
とくみだれたるごとくにして今の世の繪に
かくたるに似たりうやうやしくしてうちぶあくに
をりをはまどいろしに變化をしてこのかたちをなり
もちぶえいひがたし又たゆまずうたしい
三代實錄四十九の巻に紫宸殿前有長人往還徘徊内豎

傳照者見之惶怖失神右近衛陣前燃炬者亦復得見其
後左近衛邊有如絞者之聲世謂之鬼絞とかるるなり
こは仁和二年七月廿九日の夜なりあるべしとなる足あ
とのごとくなりしに同書七の巻貞觀五年正月十九日に
侍從所庭中鬼足遺跡といひ同書二十の巻貞觀十三年
六月十七日に大政官候廳前晨見鬼跡といふなるべし
にて又ある人のかたりしに女の山にありて鬼ふるをなるを
見たる人ありとかたりしをきいたる鬼ありて五雜組
といふ書にも黔筑有變鬼人能魅人至死といふ上の
ごとくなるを見たるなるべしとて思ひたるなりて鬼のやうを

まろびて鬼のたぐひはらへやぶるは桃の木とて
ちからをそなへたる西宮記に正月卯日以桃杖作卯
杖厭鬼也と見え同記十二月の追儺にハ桃弓葦矢を
鬼をはらふ今昔物語にハ鬼ハ來ることをぐところ
に門に物忌の札をはり桃の木はをりぬることつり
かく桃ハ鬼はらをぐ人をたすけ神代ハ伊邪
那岐命の桃子はらをはらひたまひしをもちひ
たまひしにこたへあげたまひぬさて桃にのたまふことを古事
記に青人草之落苦瀨而患惚時可助告賜名号意富加
此四字以音

牟豆美命自意至美以音と名をせたまひ桃を
鬼のたぐひはらひたまひしゆゑなりとあるを
伊邪那岐命ハ桃をもてしたまひしことをもて
ちからをそなへたまふ世人のためにもおなじ
ことの桃にかくハのり事をもつて此大詔の事をもて
ちからをぐ代を後までもいのりしあるこの城をぐて世の
人をたすけたまふなんあるべきことなり

三ツ子みちの教

人といふものハ高御産巣日神神産巣日神と申二柱の
大御神の産霊ちからをもていとうて出きたりとなり

心ばせをきよくなりて正しくまことをきはめ
こゝろすなほにいつはりなくべきかたは清くこゝろのまゝ
なれどみそぎはさきだちて行ふものなれば
こゝろばへのいとけなくて世にふるまひのまゝなるは
まことこゝろの中にこゝろのやうにてこゝろかゝりぬ
身のおこないもはづかしあんばいにて神代のうるはしく
といふことばにてきこゆるなりけるをこゝろにて清き
ふうの事をもて身をたゞしくゆくものとおもへる
りのなるにおのづからいむ事あるほどをもてあらはれて神の
道をもてなさるゝにくいしくいはのがれがたきべしと

書よりこゝろをたゞかさねをもとんで儒道のをしへ同じ
こゝろにおくれ礼記といふ篇に中庸の篇に天命之謂
性率性之謂道脩道之謂教といふ又同篇に誠者天之道
也誠之者人之道也もいふこゝろは天に神
霊のいるゝをいふこゝろにはむすびの神せんみこゝに
こゝろをといふと同じこゝろなるべくそれこゝにいるたゝ
ふる神のこゝろにかなひなるべきなりいづる人のしるべおのづ
からこゝろもこゝろ誠ありさはまで君親ともやまひめ子と
えだをとふる事のみにつかふるこゝろにかなふるこゝろ性よりこゝ
ろびく道をもてをしへとりて心のまことあらはるるぞか

せてといふえんをしてうれしがるぞといふこころなるべし佛道
教といふもそれとけるやうはこと葉にしるされども心ひと
つのうへにふるまひをすなはち般若經といふけふこそ知我心即
身成佛といふるまどや佛のみちは大なるかんうし心を
ちることはそれをあらるこゝをそれをとうれ
心いとなれば其をのをのそれをもうまびたうなる
人となるりのあるといふ物なくこれも性よまるべ道の
をしへなるべしかくべきの道も同じやうなるもとびを
神みうるにたるを人いなりいづといふけふ言ふられば
なるべし此つへく言ふ御國ふみをかるべしやと人の國ふも

ちやうよいれ傳へんを御國ふやうなるべしてかゝ天竺もゞは
いみ一乃傳へそ紙なるほどなるふまるこれらいふふ
ぬるとなるに大るこはふるをうせつまどこれるぶなるれ
とまれるふ事ふるをくる聖人まるは佛なるといふるれ人れ
その國ぶいるくるを道ばれれるを世ぶ人ばをしくるふるの
るぞれるるるされでいれりてゆやうはおのしいるくまと
なれどをつれふいるれれ心となれるり身のみを形はいるる
ようもかくをなるゆくるのなるをばげを心ぶけふをいを
るくふれるすもるほるふまるをくはなれぶるし

論語

かゝることゝなりぬゝ千書ゐるが中にもゝとりわけ出こいたん
ゝゝをゝゝゝめでたゝかぶい此論語といふ書なりとゝて思
ゝゝれさるゝはうゝゝゝれ心のいるゝゝぬゝゝゝゝゝを孔子さん身の
わゝゝゝまひと弟子にをゝくゝいゝれゝる言と成ゝゝゝる書
なれど彼り人の身にはゝゝもあれのあるべきやうなりやうゝ
をゝゝゝゝゝゝれさまはいかゝゝ地にはうちに又ゝゝれ彼り人と
ゝゝれをぢとゐるまぢゝゝはゝれも大ゝい思いゝゝなれど
ゝゝゝ中にわゝゝゝかゝゝゝのある心ゝゝゝの人にはゝゝゝゝゝれ
ゝゝひとのゝゝれゝゝ彼ゝゐゝゝゝゝゝゝ

世ふをすてゝじゝてゝれふてふハちゆめぐしの山よりてわゝ
びを折てくゝハをめゝ志ゞゝ志ゞゝをめぐゝひつまはひにゝゝて
志ゆゝゝと孔子ハほめゝ仁ハをゝゝて仁をゝゝゝゝも
又賢人なりとゝいゝれゝゝゝハゞふゝる事ハゝふゝゝゝゞゞ
せゝ武王をもゝゝ人のやゝゝゝゝ

なまじいに城そつとて周の遠祖に惡をつくしたるぞ
ものをいとはるふぐあるん又孔子の家に遠ひおやるゆえ
みてもつくし文王を至德ぞといふ書に此至德といふを
ろもりはるを和漢明辨といふ書に此至德といふを
きるは孔子のこころをおもいぬるぞ孔子は心と詞と身の
おこないとをこころいるはもいなんもくはげめらるとそろそで
いるこうをなぐるゆえ見えぞる人ふく世よりがこちん
はいぞおつるん御國の儒者に湯武をけんかくあと中華
といいこうあるこうをみるゆえに國のやうにもぐこうゆえ
してもげふこれいあるくまるびせぐるこいふぞや世は孔

子に詞よのこまるどいこうこれ心こいこうもくるぞゆう
りるたくばくのみるあ人なるんまは湯武のまるざ城ゆし
といいみるのいあるくぶこもひこうみあこうみて古事記
日本書紀萬葉集るどの誤字もがよみをゆくるみ正くゆ禮
儀ぞもこうみふこれ例よまるびてもかくこうそれす
ぢいこうて人をもそくこうるのかたこれこうをいゆこう
しわめるかれよこうぬ國ぶるをばこうびとなかぞかるを
ぞといいわくこうれたるしこうれぞ孔子れまゆ子りる
高尚い論語ゆこうみくこうまんぞてこうれこうこうまさ
ぐよ形ん

信偽

神代はいつはりなきやうなれ神いかりてあめとつち
をうごと言いひしかどもこの大穴年遲神の兄弟の八十神い
ろいろ神おろかもしいつろう言いひて大穴年遲神をいじめ
もてなかれわ見せたまひしにそしいあざむれ神ハうろ
えまへ八十神いとろこあまひぬ人の世話中のいちもさやう
ものいろう言いひ事人をそれをそれをういよれやうれ
どもはひあハ身ハ生えいけるいかるもなるもの見てあまる事
ばかりこれをうをかりつぐあろまはこをそこのくにの人
をそのあいあやまれ孔子をそれをいまれ事をうてこを

いつれをう論語おうをうを主忠信といふこと數〻見えいろ
人のまをとおろかハ車に牛馬をかろうをうなれやうれろ
をなくをををハ車おやとがをれがだくしといひあるは
君子といふハ信ををるれのぞもいひ中庸ふく誠者
天之道也誠之者人之道也といるるどもも思ひるをて
いををあいるるれ神代のうるをれ合せ考て人ハ身を
あをもあいまををむをすべをこををををるべし佛をを
やうふれををれるるをうふを孔子の文行忠信ハ
をををををらををれがをを殺生偸盜邪婬妄語飲酒を
いをををををいををを世の人をおせををを

らまこれ佛道ゑ戒いとしあはれど古ゑ五戒といひ
つくすまでこそ〳〵なる中ゑ妄語をいつくしうつとめれば
ゑまをいとゑんとぐむる忠信を教ふゑ同じかしこれ人の
心をかくうつくしきをみるゑの神代やうやうくだり
ぐも思ひゑ欲ゑまこと明ふ神を人もいとつまどもそハ
いものしまれある事ゑ大ゑハほとゝいるほとなりしハゑの
づゑゑ國ぶりのこれゑぞあるりはさるうたたきふ
ゑのこゑふひ世といるゑ聞えざりれゑること
言ひ節せぬ國といひしかまバ明りとゑのハゑで事實
といふのみゆるゆゑれうくいつくう言て人こゑれちがれも

のハちがひこゑを時つくてゑだいくしくこれやうれ天地の
神ゑとぐゑ明ゑ人をぐゑ明をバ風りしまれこゑくあしく
はこゑあるハさびしげれど神ゑこゑ明ゑ人のほくをはひ
ゑハさうえこゑうし事ぐもれあこゑ見こゑ我こゑれ
をくこゑはいとゑれ孔子の春秋もはこゑゑ世をして
こぐうこゑ心ちくをこゑこゑれこのこぐれを
こゑれ

僧ゑ身のれこゑゑハのやう昔今ゑてれる事

ほうしの身ゑちをひのやうもしこハかこゑゑて多し
昔ハこぐうしゑれこゑハがはつをびちをしの

そこふいろうていまてさやうのつんぼ会いろくにちをまづたちくるまう酒のむたくい会いろくもしぐえざれどをすくいさやうのかくび僧尼令ホ僧尼飲酒食完五辛者三十日苦使とゆうこのたくいく金銀と人にいくく年とに利息といくこのくうえおどするい寺をくほうるほうしざねむりくて今いよれ事たるやうに人のついるせどむのーのたるいいくくたとなると同令ヲ凡僧尼不得私畜園宅財物及興販出息とゆうて義解ヨ興販者賤買貴賣也出息者貸物生子凡僧尼犯此法者其物皆没官之とみえるりかくむりーー今異かるとつくーおのよいづくたくと多くむくー妻りくる

たくくれあしくせざるくーいは釋迦の身体地と形れまいたくくもゆえゆく事ゑ此人いおのがえくる法をけばめくく世ヲくくくもるもめーかるくれかるくくする妻子ゆくくると家と出て山ヨいりたくくれ苦行とゆうくしてなくしかるめたくくと世ゆ人ヲ見ゑるくくもるくれ事を龍樹菩薩の智度論ホいくるやう若不行苦行而呵言非道者無人信受故自行苦行過於餘人といりかくくとあくいゑにあるがくたくれとなくくもやくくとたくるまいかるくれいくーー人いくやうヨせ法くもあるめくゑたくと形るゆえりたくるれたくくるくい苦行をせくれ妻ゆりてるくるゆうたくるんたくーー今ヲ世くく浄

土真宗の法師ばらをばいはずそしりあなづりて
ひとなりめるうへにその道ふくいをかたくたもちて
きばさやかにわきまへてめづらしき妻子いとなむ事あるを又酒
のむこと五戒をもたもつものをもつもあまたをもこころのうちぬほとり
はしたなくこんまいあるふたりもいはれをもとれ法ばせをしぬやに
あらびもとめりなどものあるをくとくする今生のの
ぬうぞいとくまろに諸經論をも見えるるごとく貪嗔痴を
佛道ふるをいとうこころすに田をもけを買ものたく
うへ金銀財人をかくまんるをもとをいと貪なりけるをもをを
きばくさぬ人あるをいとはしうこと多く嗔をいとうをやは

まりつつもるハ癡をそいとうをかくこそ三つをもあるに事
しらく人をふるをもとを教ふるもをいとうをやをいとうをよ
えんはをしふをなるをを佛ばをちまいるをもかくをん
かををうををを

事を知らくを志すべし志ざれば道のつとり来つるを
しれやうを志すまでは後を見くらべを志るこもわはるを
うしをみがうたらしあるといへしぶりよりのうてはまばふる
こをばをしくくをみまをいうくまあれば球なしえをま
のらはうげをかがみをうり後ろけく家をの記録をもも見
るべし北條より足利の末世までをれを球志べしてハ
今の世をれまをれち後ゆの事れ中をハ其志をのうろ社
をれをくがをれをもまでわをなり作くを又りの志ををも
心のまをれく身のわををちひれあしかをんをハやく明をつを
ばくおをれう此すがも神代のみをを球ら〳〵ををバをを球

しを見えををわくをのををれを志をををををををををハあれども
志をて又孔子のををくをみぬをもをむをんを志をやをををを
ををれををををれををハ論語をむ○をて此めをの言行の
見ををれ書にををてを志べべし大む○ハ神ををみををくを
ををべをを志をれし其よしあをを三の志べをとを書にをを
くををり見て志をべし上のをべをうをををををんををのををびの
大ををれををををををりを

松のまをのををがをを儒佛の道を志べをんををべをる事
みをををををのををなびをを神道のをを球人ををれををををハ
を國の道をを志ををすべをををををとを儒佛のみを志を

あるべき事をいひはつるまでこの此ふみ道はをしへ城まうぜる事とはしるべきものなるやうにぞ近き世のものしり人い思ひをよびいもするる高尚つりし考ふる御國さんみちのたふとくすぐれたるをいとぶかしき事にて儒佛い道といふものをとりあつめてハそれこそ道のあるべきうといとぐでハえはるべきものをぐハいひりすぐるとあるべきものとふるまりおきもうれをはるといひそまりこそ思ひまうぞりんとすることろ〳〵ぞ思ふ其事ものまうぞみてらんみはそやう御國のものの神ものちはしまるまるべし人のいふをまちはるまつぐ〳〵やそ大宛年遲神乃此みふみを

はるるとそこのたまつそれよ外國(トツクニ)より少名毘古那(スクナビコナ)神乃來ひてそこのもいをあしもあまれつまく神道さんはるぐうこ〳〵り外國乃道どもみるまうこそこれくおそれるふまく〳〵同じ事みてこれ神乃みこころまをば人ぢちく〳〵をそまうぞけうんやふこみちのはるれやう不思こまるふもをぐこそわぶうるとしとまられこるとろしをうぐ神道の教ひうちはうつまんぞあるまる神のみこ〳〵ろみうるひこ〳〵ろ〳〵大なる神乃みちはるぐりれば神のまはい儒佛ものこちはこそまうぞうんこふをぐこんまん

冠字受

冠かぶるといふ用言を體言よかぶりといひそを音
便よかうふるともいひ又うをゑをそうぶるとかうもいひて
新撰字鏡よかぶ保利とはうつみ〳〵はさやうみもいし
かうべ〳〵ちく此をの神代ちうはそれそく古事記よ伊邪
那岐大神の御冠ゆ事見え出雲風土記ゆは大穴年遲
命の御冠ゆと見えてうまくちぐうかり日本書紀雄略
天皇ゆ御卷ゆ朝野衣冠未得鮮麗とはうゑれば此帝の
御時までいかうそうぶいはうつみとみうゆぶうもあつと
同紀推古天皇ゆ十一年よ始行冠位とはるゆかうのを
まうびうつ〳〵ぶうをあ〳〵はあをうはぢれうるうをゆ

うしうをのはうゆ大德小德大仁小仁大禮小禮大信小信大
義小義大智小智并十二階以當色絁縫之頂撮總如囊
而著緣焉唯元日著髻華髻華此云于孺とはうとゆは北史とはうう
ふうにみえさるかうゆさまありあづ〳〵ゆをこのむ人ゆそ
ろまうゆゆよはまてつうこはうをゆ人うちはうそもうゆ
申てかうゆうまはかうつあうれどはうをゆこのうもすそた
まうびうてつ〳〵うちうつむ月はふううれ日よい著髻華
とはううれぞみうどのつみ〳〵のうゆなる此于受ゆうのは
倭建命の御歌ようゆうれ葉于受よこう珍とはうすて
うれはうゆはうかうるはうれる木の枝葉をかううれ

はしかぶるものありのちふ金銀珠玉を木葉枝葉花
形ぐをはちりなしてもさせりかまびうちちりぐぐ上
古の御國のかぶりをかうのふおのびうかんりうまて
ちぬあてもれく昔今は頭巾こつをめぐ〳〵ふそはり
名て受ハ其巾をつめをて髻て はちるものとぞ形
をはちるくに文字を髻華とかり孝德天皇紀になふ
冠ぐるまの手受となぐつれるるもさやう形んとあ
はちりもれるを華もし冠のあらう〳〵ふ玉をかぶり宇受
ばさしあどしかるれ上古の冠ハ頭巾ま似〳〵見をふ
ををのなれをちう師の古事記傳六ハ巻ふ上古ま冠ハちう

つ〳〵やう形うといつれしいをを〳〵かぶびうぐわる玉手受を
をれやをふくめうはくゆをみをれをもつとれて見ぐて
なふ冠れをくハをもしいをぬあをまなをやにおりてはぐ
はうりるかを〳〵乃北史倭國傳ま至隋其王始制冠以錦
綵爲之以金銀鏤華爲飾とかをを推古天皇ま御代乃
事をかのしをつをくかやるをみふをかぐりをえを
冠を制しかををにをはぐ冠りて位のをる式をつをと
はぐあをまをるもりちをうに冠位をはりとハ推古天皇紀ま始行冠位と見をををい
をををはをくし以金銀鏤華爲飾といふハ宇受乃をを
あてををハぐにををりををしをれをれどりぐう華をぬ

はるかに木の葉草の花もて冠をいろ〳〵にかざりて
今もかゞ〳〵として大宮人のさやうにしなをつくれ
りとかゝるまでいつのしをり〳〵にかゝ〳〵孝徳天皇紀あは制
七色一十三階之冠とかゝるまで又冠はかゝはるせなきこと
をしなりとかゝに于受をいろ〳〵見えるハ此時りかゝふけく
らまでに多うつゝん又天智天皇の御代三とせとかゝる冠
位の階名はもゝをしなる事はかゝてこれも日本書紀
ふ見えるやう其冠有二十六階云云とみえるうちくはち
天武天皇の御代十一年に男夫始結髪仍著漆紗冠と同
紀ふあり孝徳天皇の御代ふ冠のみさゞめあを冠の背にかゝし

ぬりたるこの冠もかゝることと見えるめるうはきをかゝること
しをなるかゝるめるまでかゝる紗の冠をかゝる事ふちかまれ
ばかゝ〳〵文武天皇の大寶のかゝあを四十八階の冠はかゝめ
あるかゝるまと續日本紀に見えるかゝれもかゝれかゝめり
かゝるかゝるこの冠はかゝるかゝに見えるやう冠ハ礼服とつきて
親王諸王諸臣かゝれこの冠位はかゝるかゝに朝服の
かゝりハ一品以下五位以上並皂羅頭巾衣色同礼服と見
え六位かゝるまを初位までハ皂縵頭巾謂縵無文繒也と見えるか
此頭巾のいろはかゝ〳〵中かゝかゝ後ふ冠はかゝれかゝる
いろふまをまるかゝはかゝもかゝれ上古の冠ふ似かゝるの

頭巾ゆうさに大うさいとうさすうこはりつる冠のちうをを
うちうあうせうせうやうふつうちうれうとぎをはをりうさて
ちうて頭巾とうて名はやうやて冠ゆめいひうれかううも衣を礼
朝のうれををし見えぬ所うこはりつうえかくなりをちうろ
いうをん冠ゆうをつる推古天皇の御代ようりるれうこゆの
ゆうへぐうこうちうのうをうにくいとくめでをくたうこうこうれ
なんこうの冠ゆうりはゆあぐ御即位ゆうをりは礼服の冠衣はを
はんかうれうりなうこぐちく中こうをう後ゆ冠もなほをき
ぬふううへめりてはゆうまれこのゆをうりあいうをう古今
著聞集ゆ御冠ゆひけくえまゆをせたうゆぬとうゆうを

見えうう今の世ゆやうかくはりうをぐりうれへはゆゆ
うをうをうゆうりうん

烏帽子

日本書紀天武天皇乃十三年ゆ其會集之日著(キテ)襴衣(スソツキノコロモヲ)而
著長紐唯男子有圭冠(ハヒカウブリ)冠(テ)而著括緒褌(クヽリヲガヒラ)とゆゆ今ゆ世ゆ
かうをぬちへぬふれうるをを烏帽子とゆうをりはにに
似ゆり圭冠ハ私記ゆ今之烏帽子也とゆり圭ハ瑞玉ゆて
上圜下方とゆぐ今ゆ世ゆ大宮人乃をなゆゆあてゆがし
とゆゆゆをばしゆかうちふ伝ちうゆてゆばうしとゆ名ハをり
ゆうゆぐゆをうのちれをうぬはしゆれをせうれうをぐゆハ

たゞ高がうしとぞいれる此高がうしハかく書紀ふを見
えられでいとあしふられをのみをひとけるさて烏帽子も
冠と同じくいまゝいらぬをめいまなしられがうめり
ふるくもるはやそうう形きばうてもあるなり折烏
帽子乃ふれふ見うてうはまん鏡月草ふれの巻乃別
當ハ道のおとれまり形ぶにをうちほうしに布ふれと
いうをみうちはくという緒をうけうハ古今著聞集ふ
經家水干乃袖うをそ袴ぬくそうをみてあがうし
うけてというれます鏡著聞集ふに見えるふく
志られまり昔ハあがうしを折く緒をかうハつけぬふハ

いうび遠さみち城ゆくをうハ又ハ山をがしおをとなどり
せ事もりうをこうをたよりて高尚つうし考ふ風折烏帽
子侍あがうし形ぶ名のちがはれるをつく後の事ふく
いうハおくいうる其をうしみやうにをうをうをうを折てをさ
をうふををてもさかけるをもひをいをむをびぬうもむす
びくちがうをうをうハおくをうをかくをうハあうをうよれて
ふるゆ志ふうれ人ハをうをうをうをうをうをうをうを
さる世みなうをで何うをまとあがうし社名もいぞれんかくう
のち身はかとしにあうをせと風折烏帽子城ふる人と侍烏帽
子をうれ人とハをるも形のうをかれるなるべしふるを職人

盡歌合などゝいふものゝ人のはゝ〇ふるきをたゞ
侍烏帽子などゝいふ世よりてのちをかゝるものたゞし
こゝろをもてあそびてゝ物語やうのものゝ絵やうのものをは
物ものゝる時代なりても家にて人ゝあるものをぬぎて
をりて此事ハ世にくちてゝいつゝしきものゝ人ハそのあり
さまにてもく遠きみちをのぼりてゆきのあゆ
つゞきにはかぶるつぶしはゞふものゝをりてもゝ
ゝのひとゝのもとゝびてゝちりなん風折烏帽子ものゝ
ゝり下ちるゝ人ハゝ身にうゝこゝれあるゝを折り
をりゝゝのゝる緒もむすびよもゝとゝをおのづゝからもゝる

たゞふ〻をゝしゝ侍ゝぼゝしゝ物ゝり今の世ハそゝをたゞ
ゝいゝゝ礼服などゝまゝをゝたゝりたゝゝゝぼゝゝ
ゝゝぼゝゝもゝゝ門の外ゝ出るゝをゝふゝゝもゝゝゝ家にも
あゝゝゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]もこゝにある事ハかゝるべし此ころ[illegible]
[illegible]しこゝにあるべし[illegible]侍るあまと
いとり大將殿といふハ後三條院の御孫花園左大臣有仁
公なりこれこゝにあるべしかれぞかゝ
[illegible]ほど今ハさまかはりぬ[illegible]
がゝしけんごよいそん猿樂の狂言とふるぞに大紋といふの
こゝにかゝるべしの[illegible]高おとこゝるもとゝ
此烏帽子ハ猿樂よりて[illegible]
ふぞけうん大紋ハ布[illegible]紋の大さ[illegible]
[illegible]裳束抄ハ見えず鏡よりの[illegible]

あるべしこゝにある事ハあれどけるこゝに見えるべしこゝ
こゝにハ見えこゝにあれこゝにあれこゝにあ

衣服

古事記の神代にハみそぎ伊邪那岐大神の御冠ハ
いふ御衣みそぎ[illegible]見えこゝにあれこゝ
[illegible]同巻ニ八千矛神の
こゝにこゝにあれ青き色の衣をきこゝにあ
いろハ衣ハこゝにあるべしまハ衣ハ色ハ[illegible]
[illegible]事もこゝにあり神代にこゝにあれ[illegible]
代[illegible]こゝにあれこゝにあ人のこゝ

[illegible]宮[illegible]人もたゝれみづからもしにそゝれ
[illegible]もうらうしくそめいろもうづめでそくぞ
[illegible]ふゝん雄略天皇紀の哥ふれたれ子ハこゝのそゝをあ〳〵
[illegible]ろいよ〳〵とのひゐをを七
重ハたゝ〳〵言かゝめどもさけそゝのはゝこゝかゝゝそゝ
[illegible]ゆゑゐこてかゝいゝみつゝえそゝれゝだゝぬも
[illegible]ゝかゝたゝひてあるぬ事かれゆめづゝゝゝとゝのむ
人乃心れゝゝひまて推古天皇の御代十九年とゝゝ諸臣
服色皆隨冠色と日本書紀ふ見えゝゝかゝゝゝかゝ
[illegible]ゝれゝゝゝ

朝服者淨大壹已下廣貳已上黑紫淨大參已下廣肆已
上赤紫正八級赤紫直八級緋勤八級深緑務八級淺緑
追八級深縹進八級淺縹とゐう此朝服の色はいにしへ
後の御代にいたりて大きかたちにかはりて衣服令にも延
喜式に見えたるにてはたゞ名のみあるべしたゞすこしづ
異なるところありしほどまうつぶしにつゞきもし朝服も
かくなれるはうちぐるしきものなれば
事もなくされもいてゝぶくにたをむ世なれ人の
さるのなりにしもまにつゝしの人にはあ申すかゝれ
さるふるまもるべしかしこの隋唐などの代のゐ似たる

ものと多くまうけあれどもかゝることはなかりけるかよ
る事をすられるべし八千矛神みかさに衣の緋は色と
ものとをみどりにいろはなるぬるしにそみるあるもの
唐の世の紫はつぶて緋をたゞみどりをゐやしく
たるにもるべかりけるゐふ似たるをこれなり
ものと思ふをたゞりをこゝにはいとく遠ゐぬ國なれど
大きさはものと同じやうなるゐんをもとし
なるはものとおもひたるめづらしくしるは先ゐ
あるひもれバゐのやうにあと人にれ申れをものかゝこと
いとくはものとそれもあるゐゆゑゐ貴ものとゐふものとゐれ

[illegible]

衣服令[illegible]ハ一位深紫衣云云三位以上淺紫衣四位深緋衣五位淺緋衣云六位深綠衣七位淺綠衣八位深縹衣初位淺縹衣[illegible]

[illegible]

朝服之色明在法條而今會集之時有綠無縹僭上之弊遂失致敬稽之朝儀理不可然紫緋之品其灼然易就而正綠縹之次其類猥多難得而紀若非早糺正恐流遁忘返云云[illegible]見[illegible]思[illegible]大寶令[illegible]

五位已上[illegible]ハ六位[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

大[illegible]ハ同[illegible]ハ凡大臣帶二位者朝服著深紫諸王二位已下五位已上諸臣二位三位並著中紫六位七位朝服同著深綠[illegible]見[illegible]

[illegible]ハ年[illegible]一位[illegible]初位[illegible]服[illegible]出[illegible]衣服令[illegible]無位の人[illegible]袍ハ黃の色[illegible]同令[illegible]无位謂庶人服制亦同皆皂縵頭巾黃袍謂裁縫體制云云如朝服也家人奴婢、橡、

墨衣とかうこれハそもう持統天皇紀七年九月是日詔
令天下百姓服黄色衣奴皂衣とあるみさゝぎにたてまつる
ものをゆるしたる隋唐の世ハ皆乃天子ハ服黄袍もゝたる
ふくハ無位の人ハ服ハいろ〳〵なりけれどもさるハ隋唐
乃世ハかうなりけるとかゝるものをもてしたる無位人の黄袍と
さるハ朝廷ハ公事ハ〳〵しけるもの〳〵ハ事なるべしとぞ
黄色衣皂衣さるハ公事にめしつかるゝ時ハいたゝきなりさて
もうはいゝ〳〵身ハ皆ひとしすなわちみとうちくふつゝみ
ものをもるゝはあゝべつゝ人ハ皆ハ皆ハ皆ハ皆ハ皆ハ皆ハ
まろかれさめ城きうゝ〳〵ぞ行ゝをれゝ〳〵わゝしいたゝ

ふも墨ゝもあ乃衣さるゆゑ〳〵ハ天武天皇紀ハ
道俗のもゝぶを行ゝるひ〳〵もゝ〳〵ものゝ持統天皇紀ふ
ハ還俗ハ〳〵ハ城ものゝ〳〵ものゝ〳〵ものゝ〳〵

袖のいろをあさこぶうこやいひまをるべなしとはまで一條
院の御代ゐこころとりハ今れだ〳〵六位もおとみどり色の
袍ゐさたるもの〳〵もきれとういろはこうはたらも御代
御代ゐいとうづいたがれうたりるなるべし續日本紀ハ元
明天皇ゐ和銅五年ゐ〳〵ぐるふ制諸司人等衣服之作或
褾狹小或裾大長又社之相過甚淺行趍之時易開如此
之服大成無礼云云と見え繁花物語ゐい見えぬ夢の
巻ゐかる御ゐすいもれども あるもの〳〵みるわぶ〳〵お
いて人のうるぬるゐ〳〵けのべまるもんせうゐたまゑ
あで今いとかるで考〳〵ばはあてもまづ御つれるゐ過

させるゐ〳〵うしかるとどう〳〵〳〵〳〵

袖はゝとはゝふめひつまをゆるしてゝ長くなるまゝとう
ゝんとおゝそゝぼたるゝ袖口ハせゞゝ續日本紀和銅元
年のゝゞりに制自今以後衣褾口闊八寸已上一尺已下
隨人大小爲之と見え延喜式四十一ゝ巻ゝ凡衣袖口闊
無問高下同作一尺二寸已下とあり和銅のころより延喜
ゝゝころゝゝゝゝうゝゝハ袖口すゝゝゝゝ

於保久知乃八賀萬 一云表袴（ウアハカマ）と云う續日本紀に白縛口袴（シロキタリノクチハカマ）と見え
たるも表袴なるべしかふ大口袴表袴同じものなるべしだ
し布袴なるべし和名抄に志ろせるに唐令にしろたるまたは
ろたるに八さぬをくりのせるとはいふんで袴ふんん古書に袴
とのべあるいふべき袴なりつぶしに何々もの袴はきてをいれ
てん　小口の袴といふものいつれも西宮記十七巻に
小口袴冬時主上著之濃紅入綿或少と見えたり大口袴と
はたりたるかたちなれば形ぐし　ちゝめたる袴はかりぐぬ
たりぐくこたるものなりまた鏡煙乃末に巻に左兵衛乃
すけ親朝ハむとびたりぐぬに菊をおりたるものにく紫すを

これたるものをとめひたるといふり和名抄に奴袴佐師奴袴乃
波賀萬 或云岐奴乃加利八加萬 とあり加りぐぬにたぐものゆえなり
ぐぬもいつれも形り此はきたるはあぐくらゆえ
うれたるゆゑげもたりて奴袴とをふれたれども
むとをれ人のきたるものなるを西宮記十七の巻に指
貫王者以下衆人可用也古時有制臣下不用近代五位
已上昇殿六位皆用之とあり袴のたちハ袴の
すそに狩衣乃袖くくれぐ組緒ぬきとをしたる
ゆえもりとをれて見えたり今のこハまくちたり
布袴といふものは西宮記十七巻に布袴舊例上下著近

年法官人著之と見えたり　長袴といふのむかしもはれ
古今著聞集よめす人い長袴をやぶらんをぞ怪とてぞ
そしりたりめるといふ哥見えたるふく志ばうすそなぶけ
きばむかしもあゆむまいそぐ沙とりれもり　小袴といふ
そのハ今乃世ゆる人ゆきぬるよ似たり榮花物語木綿
四手れ巻ゆ殿ハ小袴ゆをあぐさせあれく杖をはぐ
てとはりたりとれまりたくとれ人もちらしまいきはまれ
しはりむかしれ志とはりの人ハ大き此ゆをぬとぞきたりげ
はりゆて衣ハはるり袴も袷(アハセ)と單(ヒトエ)とはり和名抄ゆ袷衣和名
阿波世乃岐沼單衣比止閉岐沼謂也衣則袴可知之とはるふく志れり

狩衣

和名抄ゆ布衣をかりとぞぬといふくし志ゆ志ゆ布ゆく
てうぐはる衣ゆり袖口にくくと緒あるハゆろ狩のはるりはる
やはにをれゆせしなりれバそぐのハ位高き人れゆはやふをの
ゆをはるぐぶぐ延喜式の彈正式ゆをぬれゆあぐれを裁く
狩衣とすることゆ式とぐあられる事見えたるをはりへバ布ゆ
てをぐぶをはるゆと志ゆれ其ゆ袴ゆはるりていられ人ゆれ
かり衣ゆをはしぐて布ゆをれゆハせぐりし事を志れ
はりかくとぐゆらまゆれかりるとれ衣なるかくにやりしゆれ
人乃ゆはなふゆくもりていはるふかり衣ゆをるゆとをせんし

[illegible]布に木草の花おどす
[illegible]を後ゐいろ〳〵まめん
[illegible]衣をぞきるます鏡うら野
乃雪の巻にみぢ御らんじゐ宇治てうひきしたる山上達
部殿上人おもしろしろしろかりぬるくをみぢれこれう
きぬいりのおりをれあやみれをぞ世にもれきをつく〳〵
[illegible]れんぢのなをとひ煙の末ゐ巻ゐ[illegible]
う衣云云左兵衛のすけ親朝臣もをび狩きぬにをとおかも
のふをといひあれう川の巻ゐ[illegible]のもをび狩衣おろれ糸
をもをおくもをびをうへ梅柳はそれももをびてつけ

[illegible]鏡の巻ゐれゐ
いてゐ見ゐ〳〵狩衣おをやうにもれ色ふおりたる
をもをべ〳〵もをびうををは糸〳〵をのかをもをび
おをををををぬひはをたるをのを我をおりをを後撰集ゐ
行平中納言は君のたりかをうをこのををきをぬを鶴のををぬ
ひを〳〵ゐをはぬひををのかり衣なりこいををぬのを衣をゐ
おをゐををぬ〳〵延喜ををすを〳〵をれのをををれを布おをぬ
をれを衣をををををををいをををのをかををぬおををする
おををれをゐをふをゐをりん人の見をををやをんと思ひををひを翁
をび人おををぬををはををみををををををををををのかをを

めをたるもしをたるたとへまた鏡ゐ見えく上下もせり
やうしよかうをあるちうきれうさてつぐこいえん今の
世おさゐ見てかうをぬふえ恵ぐうしをのをきゐおく
うれ人をゑえをれぐもむ〳〵ハ冠をもをたる大鏡八代巻ゐ
布衣ゐ冠ゐる御前しうる車のつ〳〵う人をゑれなゞてゐ〳〵ぬ
いをゐいゐるゞをとつう布衣ハうぐぬゆう

上下

いめ〳〵かを〳〵もといけ〳〵ハ上にうをきぬと下ゐうをゐるをと
いつをうを何をちぐをゐる事ハなうゑ古事記應神天皇乃
御巻乃避上下衣服量身高而をいうをゐをまつぐ〳〵中をう

よいうをうてハ上下のうをゐをふを我し〳〵いる東鑑ゐ著紺直
垂上下男をいをを見えを今昔物語ゐハあうゑ上下をなる翁
をいうをを見えうをを思ひうを法ふをれうぬうのをうをうを
たる袴上下あうをうをいををぐをれ素襖水干ぐゐ同ど
色乃袴をたるをつ〳〵をれう家忠日記ゐ慶長十
年ゐをうをををを〳〵ゐあうゑ人のうをゐゐあうゑをんの
上下色ぐう〳〵をいを事みをう此日記ゐハをぐう〳〵をたぐ〳〵
いををバゐよしをゐうゐぐ見えけるをぐあうゑいうをゐ素
襖ゐ同ど色の袴をたるをいをぐをゐあうゑ上下をぐて
言うぐかをいをハ中をうをうのをうをゐ人のをゐいゐ乃ちを

もり東鑑なるハ直垂といひてはかまをもまとひてはかまの
上下あるをぶとうんの上下といひてハ上ハ直垂に平素襖ゆや
水干ゆや今ハもりがさなれどもそれ世ゆハさなるをもつのやうにと
てはかまをもまとひてはかまをもまとひてはかまをもまとひて

一の礼服あるべきなる今の世に小袖といふものゝハ古これり
同記十七に巻天皇禮服のゝゝゝゝハ赤大袖縫日月山形
虎猿等形同色小袖褶縫云云ゝゝ伊勢貞丈の小袖に
考ふるゝ袖のまゝ縫まゝ縫ゝを小袖といひる裝束
をゝゝたまゝ白小袖をまゝたゝゝゝゝゝゝ
まゝハ小袖のぬひたるかゝちハ伊勢氏の説ゝゝゝゝ
白小袖をまゝたゝゝゝゝゝゝ今に世乃ゝゝ
なれども世ゝゝゝ小袖ハゝゝゝ乃礼服ゝゝゝ裝束の
ゝゝゝゝゝゝゝ今の白小袖ハ礼服ゝゝゝゝ礼服ゝゝ
ゝゝ衣ハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ白ゝゝゝゝ

みゝ其なゝひのゝゝゝゝゝゝ大袖ハ袍ゝ似てゝゝゝゝゝ
形ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

礼服なるべし

中ゆひ　はまぐり

帯は裝束してゆるるものなれば今は世の人つねにさるものなれば
ゆひはむすびは中ゆひ　ぎいひりる宇治拾遺十四の巻にかくぞ
ぎだうをして中ゆひをあぐるとあり同巻に僧正中ゆ
ひくちして高ゆひをとあるをもてしるべし
ゆまるとつるの今は世に女はさるものなれば腰ふまくるもの
をいでもしのはこれは宇津保物語梅の花笠巻に
うて湯殿はこれをけのわれぐすれうちぐゆまるして
湯殿よりわるとゆうこれはうぶ屋にちぐふゆあるせこひるべ

ころもをば湯のかへりてぬるべいこれはうちぐはけすゆ
きとつるものなるべし今の世あいはれ女はまるれとこれ
を腰ふゆくをもちはまに似るべ

御國人の衣をるは左襟なるべし事

みをもはいるべ人もかくべくもなぐべく衣をるやう左襟なり
な續日本紀八の巻元正天皇は養老三年に初令天下百
姓右襟職事主典已上把笏といふこと見えるべし日本書紀
乃推古天皇は十一年のぐぶりに始行冠位をを見えるべ
やうかれるなるべ同紀同天皇の十六年はぐぶりふを
服色皆用冠色とゆうて衣服はさももくはるべ

大宮人のハかゝのふなゝれゝゝゝ